

## 食品衛生法に基づく 器具・容器包装試験開始のご案内



この度、食品衛生法に基づく登録検査機関として  
厚生労働省の登録を受けました!!



### 試験実施アイテム

- 合成樹脂製の器具 又は 容器包装
- ゴム製の器具 又は 容器包装
- ガラス製、陶磁器製 又は ホウロウ引きの器具 又は 容器包装
- おもちゃ

器具や容器包装には、様々な材質のものがあり、そこで使われる素材によっては重金属などの有害な物質が溶出され、人体に影響を及ぼすおそれがあります。おもちゃについても、乳幼児が口に接触し、化学物質が溶け出すおそれがあり、これらは、食品衛生法で規制されています。

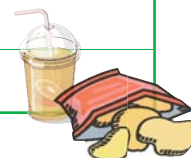


登録通知書



### 対象となる「器具・容器包装」とは？

器具	製造加工用	食品・添加物などの製造装置、加工装置、調理器具、コンベア、パイプ など
	貯蔵、運搬用	タンク、ボトル、バット、バケツ、段ボール箱、コンテナ、ラップフィルム、袋 など
	陳列販売用	トレー、かご、敷き紙、はかり、はし、手袋 など
	調理用	鍋、釜、フライパン、まな板、包丁、しゃくし、ボウル、ポット、炊飯器、トースター、ミキサー など
	飲食用	茶碗、椀、鉢、皿、コップ、はし、スプーン、弁当箱、しょう油差し など
容器包装	袋、ビン、缶、箱、パック、カップ、トレー、チューブ、栓、パッキング など	
	ラップフィルム、チューブ、包装紙、アルミホイル など	



### 対象となる「おもちゃ」とは？

おもちゃ

うつし絵、折り紙、つみき、起き上がり、おめん、がらがら、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具、アクセサリーがん具 など



納期・費用につきましては、製品や素材により異なります。詳しい検査項目、料金につきましてはお気軽にお問い合わせください。

大阪事業所	化学分析センター 担当: 兒玉、坂井	TEL:06-6762-5875 FAX:06-6762-5895	名古屋事業所 担当: 桑久保	TEL:052-231-0861 FAX:052-231-6006
	生活用品試験センター 担当: 神門、大口、田中	TEL:06-6762-5492 FAX:06-6762-5894	西部事業所 担当: 堀江	TEL:086-255-0282 FAX:086-255-0241
東京事業所	生活用品試験センター 担当: 見座、松村、荒井	TEL:03-5669-1382 FAX:03-5669-1387	四国検査所 担当: 安留	TEL:087-821-4591 FAX:087-821-4615

ボークンは  
2013 製品安全対策優良企業の  
「特別賞」に選ばれました



2013  
製品安全対策優良企業表彰